

議案第 80 号

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 6 月 8 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例

第 1 条 さいたま市図書館条例（平成 13 年さいたま市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（休館日） 第 5 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 さいたま市立中央図書館（以下「中央図書館」という。） ア 毎月第 1 月曜日及び第 3 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌々日（祝日法による休日に当たる日を除く。）） イ・ウ [略] <u>さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）</u>、<u>さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）</u>、<u>さいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）</u>、<u>さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）</u>、<u>さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）</u>、<u>さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）</u>、<u>さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）</u>、<u>さいたま市立桜木図書館（以下「桜木図書館」という。）</u>、<u>さいたま市立岩槻駅東口図書館（以下「岩槻駅東口図書館」という。）</u>、<u>さいたま市立桜図書館（以下「桜図書館」という。）</u>及びさいたま市立北図</p>	<p>（休館日） 第 5 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 さいたま市立中央図書館（以下「中央図書館」という。） ア 毎月第 1 月曜日及び第 3 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日（祝日法による休日に当たる日を除く。）） イ・ウ [略] 中央図書館以外の図書館</p>

書館（以下「北図書館」という。）

ア 月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌々日（祝日法による休日に当たる日を除く。））

イ・ウ [略]

さいたま市立大宮東図書館（以下「大宮東図書館」という。）、さいたま市立七里図書館（以下「七里図書館」という。）、さいたま市立宮原図書館（以下「宮原図書館」という。）、さいたま市立馬宮図書館（以下「馬宮図書館」という。）、さいたま市立岩槻図書館（以下「岩槻図書館」という。）、さいたま市立岩槻東

部図書館（以下「岩槻東部図書館」という。）、さいたま市立片柳図書館（以下「片柳図書館」という。）、さいたま市立与野南図書館（以下「与野南図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館三橋分館（以下「大宮西部図書館三橋分館」という。）、さいたま市立与野図書館西分館（以下「与野図書館西分館」という。）及びさいたま市立桜図書館大久保東分館（以下「桜図書館大久保東分館」という。）

ア 火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日（祝日法による休日に当たる日を除く。））

イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 特別整理期間（8日以内）

2 [略]

（利用時間）

第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

[略]

北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館及び北図書館 午前9時から午後8時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮図書館のこども室及びAV鑑賞室の利用については午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時）まで

大宮東図書館、七里図書館、宮原図書館、馬宮図書館、岩槻図書館、岩槻東部図書館、片柳

ア 月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日（祝日法による休日に当たる日を除く。））

イ・ウ [略]

2 [略]

（利用時間）

第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

[略]

さいたま市立北浦和図書館、さいたま市立南浦和図書館、さいたま市立東浦和図書館、さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）、さいたま市立桜木図書館、さいたま市立岩槻駅東口図書館、さいたま市立桜図書館及びさいたま市立北図書館 午前9時から午後8時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮図書館のこども室及びAV鑑賞室の利用については午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時）まで

さいたま市立大宮東図書館（以下「大宮東図書館」という。）、さいたま市立七里図書館、

図書館、与野南図書館、大宮西部図書館三橋分館、与野図書館西分館及び桜図書館大久保東分館 午前9時から午後6時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、午後5時）まで

2 [略]

さいたま市立宮原図書館、さいたま市立馬宮図書館、さいたま市立岩槻図書館、さいたま市立岩槻東部図書館、さいたま市立片柳図書館、さいたま市立与野南図書館（以下「与野南図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館三橋分館、さいたま市立与野図書館西分館（以下「与野図書館西分館」という。）及びさいたま市立桜図書館大久保東分館 午前9時から午後7時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、午後5時）まで

2 [略]

第2条 さいたま市図書館条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市立北図書館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">さいたま市立武蔵浦和図書館</td> <td style="border: 2px solid black;">さいたま市南区別所7丁目20番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">[略]</p> <p>さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）、さいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）、さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）、さいたま市立桜木図書</p>	名称	位置	[略]		さいたま市立北図書館	[略]	さいたま市立武蔵浦和図書館	さいたま市南区別所7丁目20番1号	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市立北図書館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">[略]</p> <p>さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）、さいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）、さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）、さいたま市立桜木図書</p>	名称	位置	[略]		さいたま市立北図書館	[略]
名称	位置														
[略]															
さいたま市立北図書館	[略]														
さいたま市立武蔵浦和図書館	さいたま市南区別所7丁目20番1号														
名称	位置														
[略]															
さいたま市立北図書館	[略]														

館（以下「桜木図書館」という。）、さいたま市立岩槻駅東口図書館（以下「岩槻駅東口図書館」という。）、さいたま市立桜図書館（以下「桜図書館」という。）、さいたま市立北図書館（以下「北図書館」という。）及びさいたま市立武蔵浦和図書館（以下「武蔵浦和図書館」という。）

ア～ウ [略]

[略]

2 [略]

（利用時間）

第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

[略]

北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館、北図書館及び武蔵浦和図書館 午前9時から午後8時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮図書館のこども室及びA V鑑賞室の利用については午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時）まで

[略]

2 [略]

館（以下「桜木図書館」という。）、さいたま市立岩槻駅東口図書館（以下「岩槻駅東口図書館」という。）、さいたま市立桜図書館（以下「桜図書館」という。）及びさいたま市立北図書館（以下「北図書館」という。）

ア～ウ [略]

[略]

2 [略]

（利用時間）

第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

[略]

北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館及び北図書館 午前9時から午後8時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮図書館のこども室及びA V鑑賞室の利用については午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時）まで

[略]

2 [略]

附 則

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。